

介護保険特集 その⑦

**要介護認定が
始まっています。**

月潟村では、10月1日より介護保険の要介護認定申請を受けつけております。介護サービスを受けるには要介護認定を受ける必要があります。申請をしようと思っっている方、する必要あるのか迷っっている方は、本人か家族の方が役場住民課保健福祉係までお問い合わせ下さい。また、すでに要介護認定が済んで認定結果を受けられた方については、来年4月から自分の希望する介護サービスが受けられるように、ケアマネージャーに無料で介護サービス計画をつくってもらうことができます。本人や家族と話し合いながら、サービスの種類や利用回数などを盛り込んだケアプランをたて、サービス利用票に記入します。利用するサービス事業者の手配なども行います。病院や老人保健施設に入院、入所されている人が介護認定申請をする場合も役場住民課保健福祉係へお問い合わせ下さい。

広域情報 ネットワーク

水中クリスマス

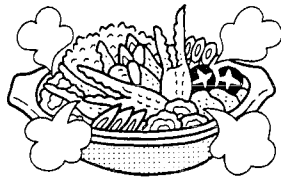
○水中：サンタやトナカイと記念撮影、フィッシュコミュニケーション。
陸上：山海珍味昼食会、水中写真展
☆11/20(土)～21(日)
□佐渡スキューバダイビング協会
☎0259-27-6383

亀田町音楽祭

○亀田町の音楽活動の発表会。
☆11/21(日)
□亀田町教育委員会生涯学習課
☎381-2111

新潟市消費生活展

○パネル展示や実演により暮らしに役立つ確かな情報を提供する。
☆11/27(土)～28(日)
□新潟市消費生活展実行委員会事務局
☎22612412



農業まつり

○越冬野菜・豚肉・乳製品などの即売、横越鍋、焼肉試食コーナーほか。
☆11/27(土)～28(日)
□横越町農政商工課
☎385-2111

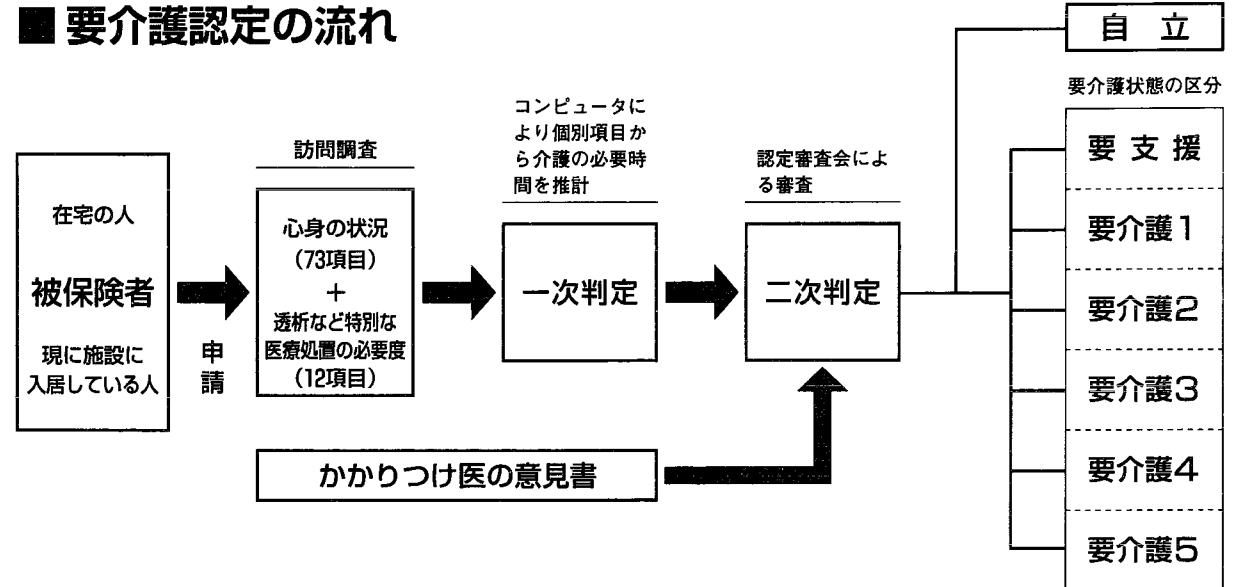
佐渡海府寒ブリまつり

○新鮮な寒ブリの刺身、ブリの照り焼き、ブリ大根など冬の味覚を満喫できる。
☆12/5(日)
□両津市商工観光課
☎0259-27-2111

かもん『カモねぎまつり』

○かもんの実演やかも汁レストランの開設。湯東村の特産品の販売ほか。
☆12/5(日)
□湯東村産業課
☎0256-86-3111

要介護認定の流れ



非該当	
要支援	社会的支援を要する
要介護1	部分的介護を要する
要介護2	軽度の介護を要する
要介護3	中等度の介護を要する
要介護4	重度の介護を要する
要介護5	最重度の介護を要する

要介護2 (軽度の介護を要する状態) とは

- みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話の全般に何らかの介助 (見守りや手助け) を必要とする。
- 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。
- 歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とする。
- 排泄や食事に何らかの介助 (見守りや手助け) を必要とすることがある。
- 問題行動や理解の低下がみられることがある。
- 認知行動や理解の低下がみられることがある。

※ここに示した状態は、要介護2の方の平均的な状態です。あなたの状態がここに示された状態と完全には一致しない場合がありますのでご注意ください。

要介護度2と判定された人の状態例

中ノ口川さわやか文化祭

各展示会場 案内

11月27日(土)、28日(日) 午前9時～午後5時

- 月潟会場 農村環境改善センター 美術工芸 (陶芸、手芸等)
- 白根会場 カルチャーセンター 書道
- 味方会場 村民体育館 洋画
- 中之口会場 農村環境改善センター (体育館隣り) 日本画、写真

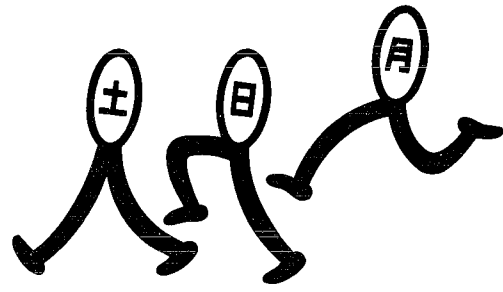
◎各会場を連絡するシャトルバスを御利用下さい。

改正祝日法の施行 2000年1月から「成人の日」と「体育の日」が第2月曜日に固定されます

「成人の日」を1月、「体育の日」を10月の各々第2月曜日とする改正祝日法が、2000 (平成12) 年1月から施行されます。毎年決まった時期に連休になることから、主に次のような効果が期待できます。

- ゆとりある生活スタイルの実現
- ボランティア活動などの余暇活動の充実
- 地域の活性化および経済波及効果 など。

連休を利用した旅行の増加などから、今後10年間の経済効果予測は、平均で約5,200億円と試算されています(財)余暇開発センター調査。



HAPPY MONDAY
ハッピーマンデー

(祝日三連休化推進会議作成)

- Q** ケアマネージャーとはどのような人ですか。
A ケアマネージャーは、要介護者の依頼にもとづいてケアプランを作成したり、サービス事業者との連絡調整を行う専門家です。市区町村の委託により訪問調査を行うこともあります。ケアマネージャーの資格は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護婦、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、栄養士などの専門職で原則5年以上の実務経験を持つ人のうち、所定の試験に合格し研修を終了した人です。
- Q** 住所地以外の介護サービスは利用できるのか。
A 申請や認定は住所地の市区町村で行いますが、サービスの利用については、他地域のサービス事業者でも利用することができます。
- Q** 介護保険施設に入所した場合も、費用の1割を負担するだけで良いのか。
A 介護保険の施設サービスを利用した場合には、サービス費用の1割負担のほかにも、食事代の一部や日常生活費(理美容代や教養娯楽費など)の全額を自己負担します。